（不備の補正）

第七十九条　法務大臣は、申出書の記載事項に不備があると認めるときは、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（法務大臣による少年院の長の措置の停止）

第八十条　法務大臣は、救済の申出の内容がその申出をする者に対する法第百二十六条第一項各号に掲げる少年院の長の措置に係るものである場合において、必要があると認めるときは、その措置を停止することができる。

（処理結果通知）

第八十一条　在院者に対する処理結果通知は、法第百二十五条の規定による処理の結果（法第百二十六条第一項の規定による法務大臣の措置を含む。次項及び次条第二項において「処理結果」という。）を記載した書面を少年院の長に送付し、少年院の長にこれをその救済の申出をした者に交付させることにより行うものとする。ただし、救済の申出の内容がその申出をした者に対する法第百二十六条第一項各号に掲げる少年院の長の措置又は法第百二十一条第一項第五号から第七号までに掲げる少年院の職員による行為に係るもの以外のものであるときは、少年院の長又はその指名する少年院の職員に口頭で行わせることができる。

2　出院した者に対する処理結果通知は、処理結果を記載した書面をその者が第七十六条第二項若しくは第七十七条第二項の規定により届け出た場所又は同条第一項第二号の住所若しくは居所に送付することにより行うものとする。

（保護者等に対する通知）

第八十二条　少年院の長は、在院者が救済の申出をしたときは、速やかに、その旨をその保護者その他相当と認める者に通知するものとする。

2　少年院の長は、在院者に対する処理結果通知が行われた場合において、前項の規定による通知を受けた者から処理結果について通知を受けたい旨の申出があったときは、その者にその処理結果を通知するものとする。ただし、在院者の同意がないとき又は在院者が出院したときは、この限りでない。

（準用）

第八十三条　前条の規定は、在院者が監査官に対する苦情の申出をした場合について準用する。

第十四章　仮収容

（仮に収容されている者）

第八十四条　法第百三十三条第一項若しくは第二項、少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）第十七条の四第一項若しくは第二十七条の二第五項又は少年鑑別所法（平成二十六年法律第五十九号）第百二十三条の規定により少年院に仮に収容されている者については、その性質に反しない限り、この規則中の在院者に関する規定を準用する。

第十五章　移送等

（家庭裁判所の意見聴取）

第八十五条　少年院の長は、矯正教育の効果的な実施その他の理由により保護処分在院者を家庭裁判所が指定した少年院の種類と異なる種類の少年院に収容する必要があると認めるときは、あらかじめ、少年院の種類を指定した家庭裁判所の意見を聴くものとする。ただし、専ら医療上の理由による場合は、この限りでない。

（家庭裁判所に対する移送の通知）

第八十六条　少年院の長は、保護処分在院者をその少年院以外の少年院に移送したときは、速やかに、その旨をその者を送致した家庭裁判所に通知しなければならない。

第十六章　収容継続

（収容継続の申請の方式等）

第八十七条　法第百三十八条第一項又は法第百三十九条第一項の申請は、書面でしなければならない。

2　前項の書面には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　保護処分在院者の氏名、生年月日、本籍及び住居

二　保護者の氏名、年齢及び住居

三　保護処分在院者を送致した家庭裁判所の名称及び当該送致に係る保護処分の決定の年月日

四　保護処分在院者が法第百三十八条第一項各号又は第百三十九条第一項各号に掲げる者のいずれかに該当する旨

五　法第百三十八条第一項各号又は第百三十九条第一項各号に定める日の年月日

六　申請の理由

七　必要とする収容期間

八　その他参考となる事項

（収容継続の申請の告知）

第八十八条　少年院の長は、前条第一項の申請をしたときは、当該申請に係る保護処分在院者に対し、その旨を告知しなければならない。

第十七章　出院

（出院の日時等の通知）

第八十九条　少年院の長は、在院者を出院させる場合において、その出院が法第百四十条第一号若しくは第二号又は法第百四十一条第二項において準用する刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）第百七十一条第一号若しくは第二号に掲げる場合に該当するときは、あらかじめ、出院の日時その他必要な事項を保護者その他相当と認める者に通知するものとする。

第十八章　死亡

（死亡の通知）

第九十条　法第百四十四条の規定による通知は、次に掲げる順序に従い、先順位にある一人の者に対して行うものとする。ただし、交付すべき遺留物、支給する死亡手当金又は発受禁止信書等がある場合において、通知を受けた者がその交付又は支給を申請しない旨の意思を表示したときは、同順序に従い、その者と同順位又は下位の順位にある他の者のうち、先順位にある一人の者に対しても行うものとする。

一　配偶者

二　子

三　父母

四　祖父母

五　兄弟姉妹

六　第二十七条第二号に掲げる者

七　第二十七条第三号に掲げる者

八　第二十七条第四号に掲げる者

2　次の各号に掲げる在院者が死亡した場合には、少年院の長は、当該各号に定める者に対し、前項に定めるところにより法第百四十四条の規定による通知を行うべき場合以外の場合においても、その旨を通知しなければならない。

一　保護者がいる在院者　在院者の死亡の当時その保護者であった者

二　外国の国籍を有する在院者　第二十七条第四号に掲げる者

（検視）

第九十一条　少年院の長は、在院者が死亡したときは、その死体を検視するものとする。

2　少年院の長は、前項の検視の結果、変死又は変死の疑いがあると認めるときは、検察官及び警察官たる司法警察員に対し、その旨を通報しなければならない。

（死体の埋葬等）

第九十二条　少年院の長が在院者の死体の埋葬を行うときは、その死体は、少年院の長が管理し、又は使用する墓地の墳墓に埋葬するものとする。

2　少年院の長が在院者の死体の火葬を行うときは、その焼骨は、少年院の長が管理し、又は使用する墓地の墳墓又は納骨堂に埋蔵し、又は収蔵するものとする。